

## 早稲田大学哲学会著作権規程

### (この規程の目的)

第一条 この規程は、本学会発行の出版物に掲載された論文等（論文、研究ノート等）に関する著作者の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

### (著作権の帰属)

第二条 本学会発行の出版物に掲載された論文等に関する著作権〔註一〕は原則として、著作者から本学会への譲渡〔註二〕により、本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著作者と本学会の協議の上、措置する。

### (第三者への利用許諾)

第三条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会において審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。

二 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、その対価は原則として著作者自身に帰属する。

### (著作者の権利)

第四条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身が利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

二 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を二五%以上変更した場合には、この限りではない。また、三項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。

三 著作者は、掲載された論文等について、いつでも著作者個人のWebサイト（著作者所属組織のサイトを含む）において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して本学会の出版物にかかる出典を明記しなければならない。

### (著作権侵害および紛争処理)

第五条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

二 本学会発行の出版物に掲載された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

### (発効期日)

第六条 この規程は二〇二二年七月九日より有効とする。

[註一]

著作権とは、著作権法第二十一条から第二十八条に定められたものをいう。

[註二]

著作者から本学会へ著作権に関する承諾書が提出されることにより、著作権の譲渡が行われる。

二〇二二年七月九日制定